

定款授権の自己株式取得 の定款規定の経過措置

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 24

【要約】

平成 17 年（2005 年）6 月 29 日に「会社法」が成立し、今年 5 月 1 日に施行される。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

改正前の商法時代に存在していたいわゆる定款授権の自己株式取得については、会社法でも存在する。

どちらも定款の規定が必要だが、改正前の商法下の定款規定がそのまま、会社法下の定款規定とみなされるのだろうか。

1 . 定款授権の自己株式取得

改正前の商法 211 条ノ 3 第 1 項 2 号では、定款の規定があれば、取締役会で決定により、市場取引や公開買付けの方法により、自己株式取得ができるとされていた。いわゆる「**定款授権の自己株式取得**」である。

改正前の商法 211 条ノ 3 第 1 項 2 号は、次の通りであった。

<改正前の商法 211 条ノ 3 第 1 項 2 号>

会社は左に掲げる場合には**取締役会の決議を以て**自己の株式を買受けることを得

1 号 （省略）

2 号 取締役会の決議を以て自己の株式を買受ける旨の**定款の定ある場合**に於て第 210 条第 9 項本文に規定する方法に依り自己の株式を買受けるとき

この規定に基づく、定款授権の自己株式取得を行うには、定款にその旨の規定が必要とされていたので、一部の上場会社では、例えば、次のような規定を定款に定めていた。

当会社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。

（出所）全国株懇連合会編「全株懇モデル 定款・株式取扱規程・招集通知・営業報告書」（商事法務、2005 年）の 31 ページより

2 . 会社法施行に伴う問題点？

会社法が、今年（平成 18 年）5 月 1 日に施行される。

会社法が施行された場合、改正前の商法に基づく「定款授権の自己株式取得」の定款規定はどのようになるのだろうか。

確かに会社法にも、改正前の商法 211 条ノ 3 第 1 項 2 号のような規定が存在する。次に示した、**会社法 165 条**である。

< 会社法 165 条 >

- 1 項 第五十七条から第六十条までの規定は、株式会社が市場において行う取引又は証券取引法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けの方法（以下この条において「市場取引等」という。）により当該株式会社の株式を取得する場合には、適用しない。
- 2 項 **取締役会設置会社は、市場取引等により当該株式会社の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる。**
- 3 項 前項の規定による定款の定めを設けた場合における第五十六条第一項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会（第六十五条第一項に規定する場合にあっては、株主総会又は取締役会）」とする。

それゆえ、会社法施行と同時に、**改正前の商法に基づく「定款授権の自己株式取得」の定款規定は、会社法 165 条に基づく「定款授権の自己株式取得」の定款規定と読みかえられるのだろうか。**

整備法^(注)などで、この会社法の施行がスムーズに行われるようにと、いわゆる経過措置が置かれているが、この点について明確な規定がないので、問題となる可能性があった。

（注）整備法とは、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のことである。整備法の施行日は会社法の施行日と同じ日とされている。

3 . 問題解決！

以上の問題について、会社法の立案事務等に関与された方の記述が存在する。それは以下のとおりである（なお、現行商法とは、改正前の商法のこと）。

現行商法 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定による定款の定めは、実質的に会社法 165 条の定款の定めと同様であるから、施行日以後は、会社法 165 条 2 項の定款の定めとみなされることになる。

（出所）郡谷大輔（前法務省民事局付）編著「会社法施行前後の法律問題」（商事法務、2006 年）の 42 ページより

したがって、2 で掲げた問題点は、現在解決したと言えよう。